

資料3

「広陵町第2期地域福祉計画」（案）について、広陵町地域福祉計画策定委員会委員から貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきありがとうございました。寄せられましたご意見・ご提案とこれに対する町の考え方について、次のとおりお示しします。

ご意見の取り扱い

- | | |
|------------------------------|----|
| ①反映・・・ご意見を踏まえ、案を修正したもの | 6件 |
| ②補足・・・ご意見に対して町の考え方で補足説明をするもの | 2件 |
| ③参考・・・今後の取り組みの参考とさせていただくもの | 2件 |

策定委員からの意見及び回答（ページの項目において、（ ）内のページ数はパブリックコメント前の計画案のものです。）

意見番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い
1		<p>相談支援体制全般について 福祉相談内容の複雑化・多様化、複層化により、解決の困難なケースが増加している。この状況に対応するため、町の「相談力」を高める必要がある。 どんな相談でも、ひとつの場所に行けば十分に聴いてもらえて、多大の適切な助言を受けられる（分野横断的な相談体制）。住民の中に町に対しての期待と信頼を得ることができる。 地方自治（行政）、地域福祉で言われているところの、これこそ「シビック・プライド」（住民の誇り）の一つにつながると思われる。 私が策定委員会で「相談力の向上」として意見具申している ①組織整理（ネーミングを含めて）長い堅い名前だと敷居が高くなる、②専門職の充実・配置、を本計画に目標を明記することで相談体制のさらなる前進につながると思う。 「地域包括支援センター」が一つのモデルとは思いますが、介護保険法で許容可なら「高齢者なんでも相談所」とか。子どもの場合は、来年4月に改正児童福祉法が施行されるが、「子どもなんでも相談所」で社会福祉士や臨床心理士の配置を将来的に目標とすべきである。財政的には、国の基金や交付金を活用し、町の負担を軽減すべきである。</p>	<p>相談支援体制について、ご意見をいただいたとおり、「相談力」を高める必要があり、重層的支援体制も含めて今後も支援体制について検討してまいります。</p> <p>ご指摘いただいた内容について、 ①「子育て家庭総合相談センター」については、「広陵町こども家庭センター」への名称変更を検討しております。 ②専門職の充実・配置について、町としても相談力の向上に必要なことであると考えており、支援体制のさらなる充実を図ってまいります。具体的な取組等については、「子ども・子育て支援事業計画」や「こども計画（令和8年度策定予定）」で検討しております。</p>	③

意見 番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い
2	63ページ（68ページ） 第4章 施策の展開基本目 標2 安心して暮らせる仕 組みをつくる （1）相談体制の充実	本文の11行目の町内のすべての子どもに障がい児（発達障がい児も含む）が入っているべきであるが、p20の下から5行目を見れば社会福祉課の担当と思われる。峻別する必要はないが、現状を振り返り、両部署で具体的な情報の交換・共有は徹底してもらいたい。	ご指摘いただいたとおり、「子育て家庭総合相談センター」は、障がいのある子どもを含めた町内のすべての子どもとその家庭についての相談窓口として開設したものであります。が、相談の中で障がい福祉サービスの利用・調整等との関連もあり、社会福祉課と随時情報共有を図り、連携しながら対応しております。今後も、庁内各部署だけでなく、社会福祉協議会や民生委員等と情報共有・連携を行いながら、適切な対応に努めてまいります。	②
3	63ページ（69ページ） 第4章 施策の展開基本目 標3 安心して暮らせる仕 組みをつくる （1）相談体制の充実	相談支援の充実の欄に、子育て総合支援課（子育て家庭総合相談センター）を担当課として、「社会福祉士、臨床心理士等専門職の配置の更なる充実に努める。」と明記してもらいたい。P30下から6行目以下との関連性を考慮すべきである。	専門職の充実については、相談力の向上に必要なことであると考えており、相談支援体制を強化できるよう配置等を含め検討しております。そのため、ご指摘いただいた内容については、同ページの「町の取り組み」の中の「身近な相談窓口の充実」に「専門職の配置に努め、子育て家庭総合相談センターの体制強化を図ります。（担当：子育て総合支援課）」を追記いたしました。	①
4	63ページ（73ページ） 第4章 施策の展開基本目 標4 安心して暮らせる仕 組みをつくる （3）福祉サービス提供体 制の充実	町の取り組みにおける子育て支援の充実欄の中の子ども課、子育て総合支援課の「具体的な内容」部分の一つ目4行目「健やかに成長できるよう、■子育て家庭を支援します」の■部分に「専門的な相談支援体制を強化するとともに」を復活明記すべきである。第1期本計画には明記されており、専門性はまだ道半ばなので削除している理由が不明である。	ご指摘いただいた内容について、上記にも記載いたしましたとおり、専門職の充実・配置による相談支援体制の強化も必要であると考えております。そのため、第1期計画と同様、「専門的な相談支援体制を強化するとともに」の文言を復活いたしました。	①
5	75ページ（77、79ページ） 第4章 施策の展開基本目 標2 安心して暮らせる仕 組みをつくる （5）権利擁護の推進	成年後見制度の利用が少なく、制度の周知や利用に関する町補助金の説明を図るとなっているが、今後は弁護士や司法書士等の市民後見より、社会福祉法人やNPO等が実施する法人後見が費用面や身上監護の手続き等の面で利用されやすいかもしれない。身近な町社協で法人後見を担当する体制は検討できないだろうか。	ご指摘いただいた成年後見制度について、全国的に需要の高まりが今後見込まれる中で、法人後見は特に低所得の高齢者・障がい者等に対する後見制度の担い手として期待が高まっています。広陵町社会福祉協議会からは、今後法人後見事業を行えるよう体制整備を検討していると聞いており、町としても法人後見を含めた後見制度に対する周知や利用促進等に努めてまいります。	③

意見 番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い
6	100ページ（102ページ） 第4章 施策の展開 基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる 4-3. 自殺対策の展開 （1）地域におけるネットワークの強化	今後の取り組み①地域におけるネットワークの強化の欄について、第1期本計画では、重点施策として「自殺対策推進本部の設置とネットワークの強化」が明記されていたが、第2期素案ではこれが抜けて、第1期に続き「自殺対策推進協議会（仮称）の設置」が明記されて、重点施策にもなっている。本部の設置はなくなったのでしょうか。それから、名称のことですが、「自殺防止対策推進協議会」にしたほうが良いと思います。	ご指摘いただいた内容については、計画と同時にあり方を見直し、第1期計画で表記した「自殺対策推進本部」を設置するのではなく、「自殺対策推進協議会（仮称）」および庁舎内における自殺対策ワーキンググループ（仮称）を設置することで、互いに連携しながら、地域におけるネットワークを構築し、総合的な自殺対策に取り組めるような体制づくりを検討しております。そのため、同項目をそのように変更いたしました。 また名称については、国・県での名称に基づいて「自殺対策推進協議会（仮称）」としております。	①
7	108ページ（110ページ） 第5章 計画推進のために 2. 計画の周知・普及	2. 計画の周知・普及の最後に、「小学校高学年や中学生に対する周知の機会や方法を教育委員会との連携により検討する。」を明示すべき。	地域福祉を推進するためには、住民の方の理解と協力が不可欠であり、本町では学校教育での福祉教育の推進にも取り組んでいます。小学校や中学校においても、ボランティア活動等を通じて福祉活動への理解と参加を促進し、地域福祉の意識の向上を促すことができるよう、教育委員会と連携を図ってまいりますので、同項目に追記いたしました。	①
8	用語集	孤立死と孤独死の違いと説明を	地域福祉計画では、誰でも起こり得る「孤独死」とは違い、「孤立死」は社会の中で予防しなければならない重要な課題と認識しております。ご指摘いただいた内容については、用語集の中に「孤立死」について、「孤独死」との違いも含めて説明文を追記いたしました。	①
9	63ページ（67ページ） 第4章 施策の展開 基本目標3 安心して暮らせる仕組みをつくる （1）相談体制の充実	目標をあげ進む上で、具体的に窓口の増設からのつながりが大事だと思います。	既存の制度の支援体制だけではなく、制度の枠組を超えて柔軟に行うことができる支援体制が「重層的支援体制」です。窓口の増設ではなく、属性を問わない多様な相談支援を行うことで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるようにするため、体制整備に取り組んでまいります。	②

意見 番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い
10	63ページ（67ページ） 第4章 施策の展開 基本目標1 地域で支え合 う仕組みをつくる 2）地域福祉活動・ボラン ティア活動の活性化	ボランティアポイント制度の導入について ボランティアポイント制度とは、高齢者の皆様がボランティ ア活動を通じて積極的に社会参加をし、介護予防につなげて いただくことを奨励・支援するための制度。活動の成果（ポ イント）に応じて交付金や買い物券等と交換することもでき るものです。	ボランティアポイント制度については、全国的に導入する市 町村も増えてきており、町としてもボランティアポイント制 度等の導入を今後検討していきたいと考えております。高齢 者だけでなく多様な世代の住民がボランティア活動を通じ て、積極的な社会参加を促し、生きがいづくりにつながるよ うな事業の取り組みを検討してまいります。そのため、53 ページ「第4章 施策の展開「基本目標1 地域で支え合う 仕組みをつくる」」の中の「（2）地域福祉活動・ボラン ティア活動の活性化」において、「町の取り組み」に追記い たしました。	①